

Ⅱ 農薬を使用する者が遵守すべき基準(農薬使用基準より参照)

農薬使用者の責務

(第1条)

農薬使用者は以下の責務を有する。

- (1) 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- (2) 人畜に危険を及ぼさないようにすること。
- (3) 農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- (4) 農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- (5) 水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。
- (6) 公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

表示事項の遵守(罰則を科す基準)

(第2条)

- (1) 食用作物及び飼料作物に農薬を使用する場合、農薬登録時に定められた

- ① 適用作物
- ② 単位面積当たりの使用量の最高限度又は希釈倍数の最低限度
- ③ 使用時期
- ④ 総使用回数

について遵守を義務とする。

- (2) 農薬使用者は以下の事項に従って農薬を安全かつ適正に使用するよう努めなければならない。

- ① 登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法
- ② 農薬の貯蔵又は使用上の注意事項
- ③ 最終有効年月

住宅地等における農薬の使用

(第6条)

農薬使用者は、住宅、学校、保育所、病院、公園その他の人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる施設の敷地及びこれらに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するための必要な措置を講じるよう努めなければならない。

水田における農薬の使用

(第7条)

農薬使用者は、水田において農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

被覆を要する農薬の使用

(第8条)

農薬使用者は、クロルピクリンを含有する農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

帳簿の記載

(第9条)

農薬使用者は、農薬を使用した時は、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- (1) 農薬を使用した年月日
- (2) 農薬を使用した場所
- (3) 農薬を使用した農作物等
- (4) 使用した農薬の種類又は名称
- (5) 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数